

発議第1号

令和6年2月22日

木津川市議会

議長 長岡 一夫 様

提出者 木津川市議会 議会運営委員会

委員長 福井 平和

木津川市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び木津川市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

令和6年1月31日の木津川市組織条例の一部改正の可決に伴い、木津川市議会委員会条例に定める常任委員会の所管について、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

木津川市議会委員会条例（平成１９年木津川市条例第２２０号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）	（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）
第２条 （略）	第２条 （略）
２ 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。	２ 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。
（１） 総務文教常任委員会 ７人	（１） 総務文教常任委員会 ７人
ア （略）	ア （略）
イ <u>企画戦略部学研企画課</u> の所管に関する事務	イ <u>マチオモイ部学研企画課</u> の所管に関する事務
ウ 総務部（ <u>指導検査課を除く。</u> ）の所管に関する事務	ウ 総務部の所管に関する事務
エ <u>健康福祉部の所管に関する事務のうち幼稚園に関する事務</u>	エ 教育部の所管に関する事務（保育及び児童育成に関する事務を除く。）
オ 教育部の所管に関する事務（児童育成に関する事務を除く。）	オ・カ （略）
カ・キ （略）	（２） 厚生常任委員会 ７人
（２） 厚生常任委員会 ７人	ア <u>市民部</u> の所管に関する事務
ア <u>市民環境部</u> の所管に関する事務	イ 健康福祉部の所管に関する事務
イ 健康福祉部の所管に関する事務	

<u>(幼稚園に関する事務を除く。)</u> ウ 教育部の所管に関する事務のうち 児童育成に関する事務 (3) 産業建設常任委員会 6人 ア <u>企画戦略部観光商工課</u>の所管に 関する事務 イ <u>総務部指導検査課の所管に關する事務</u> ウ・エ (略)	ウ 教育部の所管に関する事務のうち <u>保育及び児童育成に関する事務</u> (3) 産業建設常任委員会 6人 ア <u>マチオモイ部(学研企画課を除く。)</u>の所管に関する事務 イ・ウ (略)
---	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。